那須塩原市農業委員会

第21回総会議事録

令和7年3月25日（火）

いきいきふれあいセンター大会議室

１．開催日時：令和７年３月２５日（火）午後１時３０分～ 午後３時００分

２．場　　所：いきいきふれあいセンター　大会議室

３．出席委員：２０名

会長	7	加藤　拓央	委員	１０	月井　喜美郎
会長職務代理者	１４	金田　廣衛	〃	１１	岡本　利江
委員	1	石﨑　清	〃	１２	木下　久雄
〃	2	秋元　誠	〃	１３	神藤　芳定
〃	3	菊地　喜芳	〃	１５	辻野　岩男
〃	4	君島　良一	〃	１６	菊地　瞳
〃	5	槌江　栄作	〃	１７	松本　忠太
〃	6	髙瀬　和夫	〃	１８	一戸　養子
〃	8	室井　孝美	〃	１９	菊地　寿行
〃	9	斎藤　栄	〃	２０	白井　通

４．欠席委員：なし

５．議事録署名人の指名：議席番号 １１番 岡本利江委員、１２番 木下久雄委員

６．議　　事

1) 議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
2) 議案第２号　農地法第４条の規定による許可後の事業計画変更申請について
3) 議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請について
4) 議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請について
5) 議案第５号　非農地判断願いについて
6) 議案第６号　農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見についてについて
7) 議案第７号　令和７年度最適化活動の目標の設定等（案）について
8) 報告第１号　会長専決処分の報告について
9) 報告第２号　農地法第３条の３による届出の受理について(相続等による権利移動)

７．出席農地利用最適化推進委員：５名　遅澤 喜則　斉藤 一太　郡司 和夫　荻原 芳久　印南 良夫

８．事務局職員

事務局長	室井 勉	主事	藤田 なな
局長補佐兼農政係長	織田 暢子		
農地係長	上野 純宏		

９．傍聴人：なし

《会議内容》

議長	ただ今より、那須塩原市農業委員会第２１回総会を開会いたします。 今回の欠席委員は、おりません。 在任委員２０名、出席委員２０名、全員が出席しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。 次に「議事録署名人の指名」を 行います。 議事録署名人は、那須塩原市農業委員会 総会規則 第１９条 第2項に「議長が 総会に諮って定める」と 規定されております。 総会規則に基づき 議長が指名することで異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議席番号１１番岡本利江委員と、１２番木下久雄委員を指名いたします。
議長	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1番及び2番について、菊地喜芳委員の報告を求めます。
菊地喜芳委員	議案第1号、番号1番について報告します。農地を贈与する申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 調査は、３月１０日、午前9時３０分頃、申請地で代理人から行いました。 申請地は、下の内自治公民館より西へ４００メートルに位置しています。 譲受人が申請に至った経緯は、農地を6人で所有しており、その中の譲渡人所有分1/6を、酪農経営を行っている譲受人へ贈与するための申請です。 譲受人が所有する農地の利用状況は、譲受人は農地５２６アールで飼料作物を作付けし、酪農経営を行っております。トラクター２台、その他収穫機を保有しています。 申請地の耕作予定は、飼料作物を作付けし、経営の安定を目指します。 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号1番の申請は許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。 議案第1号、番号2番について報告します。農地に賃借権を設定する申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 調査は、３月１０日、午前9時頃、申請人宅で申請人から行いました。 申請地は、箕輪自治公民館より南東へ６００メートルに位置しています。 譲受人が申請に至った経緯は、譲受人は、５～６年前から現況農地の管理を任されていました。今回、相続により、他県に住む子供に相続となり、譲受人への委任状による依頼のもとに申請に至りました。 譲受人が所有する農地の利用状況は、水田３０４アール、トラクター２台、コンバイン２台、田植え機1台、乾燥機2台を所有しています。 申請地の耕作予定は、水田及び野菜を作付けする予定です。 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号2番の申請は許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 まず、番号1番について、質疑、ご意見はございますか。
石﨑清委員	１番の譲渡人と譲受人の関係を教えていただきたいのですが。
菊地喜芳委員	この農地6人で所有している中に譲受人も一人に入っています。そんな形で今度は2/6になります。
石﨑清委員	縁故関係はあるのですか。
一戸養子委員	共有者であって、特に親戚とか、そういう関係ではありません。共有者の一人です。
上野農地係長	私の方から補足させていただきます。今回の申請地は、もともと集落で管理をしていて、６軒が共有で所有権を持っていて、それでその内の時代時代によって、農業をやる人が管理をするという土地だったようです。今回、相続を重ねていく中で、不在地主も増えてきて、実際使っている人からすると、全然わからない所にいる人よりは、わかっている人が持っていた方が良いだろうということで、贈与を受けるという方向になったようです。
議長	他に、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》
無いようですので、菊地喜芳委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号１番については許可することに決しました。
次に、番号２番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、菊地喜芳委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号２番については許可することに決しました。
番号３番について、松本忠太委員の報告を求めます。

松本忠太委員　議案第１号、番号３番について報告します。農地を売買する申請です。
申請内容は、議案書記載のとおりです。
調査は、３月１７日、午後５時１５分頃、申請地で申請人から行いました。
申請地は、井口工業団地より南へ約２００メートルに位置しています。
譲受人が申請に至った経緯は、譲渡人は高齢でかつ譲受人に全部委託しておりましたが、今回、地番を精査したところ、譲受人の農地と同一場所にあることが判明しましたが、進入路もなく、耕作困難なために、購入して欲しいと相談があり、今回の本申請に至りました。
譲受人が所有する農地の利用状況は、水稲２６.３５ヘクタール、飼料作物1.8ヘクタールを作付けしております。農機具としては、トラクター4台、コンバイン１台、田植え機１台、その他各種作業機械等を所有しております。
申請地の耕作予定は、引き続き水稲を作付けするとのことです。
調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。
また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認し、番号３番の申請は許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。

議長　報告が終わりました。
番号３番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、松本忠太委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号３番については許可することに決しました。
番号４番について、菊地寿行委員の報告を求めます。

菊地寿行委員　議案第１号、番号４番について報告します。農地を売買する申請です。
申請内容は、議案書記載のとおりです。
調査は、３月１７日、午前９時頃、申請地で代理人から行いました。
申請地は、那須塩原市立鍋掛小学校より南西へ約2.3キロメートル に位置しています。
譲受人が申請に至った経緯は、譲受人は那須塩原市内に住宅を購入したところ、敷地内に農地があることがわかり、それを利用し、新規就農を始めるための申請です。
譲受人が所有する農地の利用状況は、現在はありません。農機具は、トラクター１台を所有しています。
申請地の耕作予定は、とうがらし８５平方メートル、なす８５平方メートル、トマト９３平方メートルを作付け予定です。
調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。
また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認し、番号４番の申請は許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。

議長　報告が終わりました。
番号４番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、菊地寿行委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号４番については許可することに決しました。
番号５番について、月井喜美郎委員の報告を求めます。

月井喜美郎委員　議案第１号、番号５番について報告します。農地を贈与する申請です。
申請内容は、議案書記載のとおりです。
調査は、３月１２日、午後１時３０分頃、申請地で申請人から行いました。
申請地は、那須塩原市立青木小学校より北北西へ約２.３キロメートルに位置しています。
譲受人が申請に至った経緯は、農地所有者の父から、高齢により移譲したいと言われ、今回の申請に至ったものです。
譲受人が所有する農地の利用状況は、トラクター２台、ローダー１台、モアコン１台を所有し、育用牛成牛４０頭、子牛３６頭を肥育しているため飼料作物の栽培に利用している状況です。
申請地の耕作予定は、飼料作物を年２回の作付け予定をし、６月にスーダン、１０月にイタリアンを播種、２６０アールを耕作予定となっております。
譲渡人の住所なのですが、施設に入所中のため施設の住所です。
調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。
また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認し、番号５番の申請は許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。

議長　報告が終わりました。
番号５番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、月井喜美郎委員の報告は許可相当ですがご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号５番については許可することに決しました。
次に、議案第２号「農地法第４条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。
番号１番について、菊地寿行委員の報告を求めます。

菊地寿行委員　議案第２号、番号１番について報告します。
本件は令和５年１１月２８日に取得した農地転用許可について事業完了とならず、計画を変更して事業を実施するための申請です。
申請内容は、議案書記載のとおりです。
申請地は、井口工業団地より南へ約２０メートルに位置しています。
変更の理由は、申請人は、諸手続きの許可を取得し工事に着手しましたが、既存のパイプラインについて手続きを行った西那須野東部土地改良区から、一部那須野ヶ原土地改良区連合所有の物が含まれているとの通知がありました。計画通りに工事を進めるためには地区除外をする必要があったため、事業を遂行することができませんでした。今回、決済金を支払い、地区除外が完了したため、本申請に至りました。
現地調査は、３月１９日、午前９時５５分頃に行いました。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては変更相当として報告を終わります。

議長　報告が終わりました。
番号１番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、菊地寿行委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号１番については変更することに決しました。
次に、議案第３号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号１番について、君島 良一委員の報告を求めます。

君島良一委員　議案第３号、番号１番について報告します。
牛舎及び堆肥舎として転用するための申請です。
申請内容は、議案書記載のとおりです。
申請地は、那須塩原市立青木小学校より南東へ約1.6キロメートルに位置しています。
申請に至った経緯は、飼育頭数が現在６０頭から１１０頭くらいに増加いたしまし

て、従来の施設では手狭になりました。これを解消するため、並びに酪農経営を安定化させるため、牛舎と堆肥舎を新設するための申請です。
申請地の立地状況は、申請地は農振法上の農業用施設用地に該当します。
本件は、農業の振興に資する施設の用に供するための転用であるため、立地基準上問題ありません。
事業計画は、申請地に、育成舎１棟、乾乳舎１棟及び堆肥舎２棟を建築する内容となっております。
水道は井戸水を利用し、家畜の糞尿は堆肥舎で保管します。
雨水排水は自然浸透処理とします。
土羽を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。
転用に先立ち、農振農用地から農業用施設用地への区分変更も完了しております。
現地調査は、３月２１日、午前９時１０分頃に行いました。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長　番号１番について、事務局から補足願います。

上野農地係長　番号１番について補足します。
本件は、県農業会議常設審議委員会諮問案件となります。以上です。

議長　報告が終わりました。
番号１番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、君島良一委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号１番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。
番号２番について、菊地寿行委員の報告を求めます。

菊地寿行委員　議案第３号、番号２番について報告します。
農地改良のため一時転用する申請です。
申請内容は、議案書記載のとおりです。
申請地は、井口工業団地より南へ約２０メートルに位置しています。
申請に至った経緯は、現在の田は、道路より２メートル以上低いため、農業用機械の出入り等に不便をしているため、盛り土をし、スムーズな出入りが出来るようにするための申請です。土地改良区の地区除外の決済金を支払っており、農地改良後は、ブルーベリー、麦、かき等を栽培する計画です。
なお、本申請は以前受けた許可について、他法令に係る調整が不足していたことから、事業が完了されないまま土地所有者の死亡により失効したため、相続人により改めて申請されたものです。前回の許可期限を過ぎても事業が完了しなかったことに関する経過書が添付されております。
申請地の立地状況は、申請地は、農振法上の農振農用地となっております。
本件は一時的な転用であるため、立地基準上問題ありません。
事業計画は、申請地の地盤を最大1.2メートル嵩上げし、３面の田を２面に造成する内容となっています。
土砂は県外からの建設発生土ですが、栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例により、土壌汚染のおそれのないものが使用されます。
現地調査は、３月１９日、午前９時５５分頃に行いました。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長　番号２番について、事務局から補足願います。

上野農地係長　番号２番について補足します。
本件は、県農業会議常設審議委員会諮問案件となります。以上です。

議長　報告が終わりました。
番号２番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》

	無いようですので、菊地寿行委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号２番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。
	番号３番について、菊地瞳委員の報告を求めます。
菊地瞳委員	議案第３号、番号３番について報告します。 営農型太陽光発電設備として一時転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、二区町自治公民館より東へ約３００メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、現在営農型太陽光発電の下でツツジを栽培しています。ツツジの日照特性は半陰性植物に分類され、半日くらい直射日光が当たるところで育ちます。また、ツツジは出荷まで約５年かかるため、その間の収入を確保するため、今回の申請に至りました。なお、今回の申請は、許可期間の延長の申請になります。 申請地の立地状況は、申請地は農振法上の農振農用地となっております。 本件は一時的な転用であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に現在設置している営農型太陽光発電設備については、太陽光パネル 300 枚、下部農地の面積は 1,040 平方メートル、営農作物はツツジとなっております。引き続きツツジを栽培する計画となっております。 現地調査は、３月１９日、午前９時２０分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号３番について、質疑、ご意見はございますか。
辻野岩男委員	確認なのですが、面積が、１７，５３１平方メートルの内、０.７９平方メートルとなっているのですが、この単位がわからないのですが、御説明お願いします。
上野農地係長	営農型太陽光発電設備につきましては、農地に柱を建てて、その上に架台を乗せて、太陽光発電パネルを乗せるということになっております。そのため、営農型太陽光の場合には、柱の部分、柱の足の部分の転用面積をトータルしたものが、こちらに記載されている面積の０.７９平方メートルとなります。 パネル全体の面積は１，０４０平方メートルなのですが、足の面積、足が地面についているところの面積が、０.７９平方メートルという記載となってございます。以上です。
議長	他に、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、菊地瞳委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号３番については許可することに決しました。 次に、議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号１番について、金田 廣衛委員の報告を求めます。
金田廣衛委員	議案第４号、番号１番について報告します。 賃貸借により資材置場として一時転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、JR 西那須野駅より南東へ８００メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、市発注工事の下水道新設に伴う、資材仮置き場に使用するため、令和７年１月６日から三ヶ月の一時使用届けでしたが、工事が延長したため、４月３０日までの一時転用申請です。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりが１０ヘクタール未満の区域にある第２種農地となります。 本件は一時的な転用であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、市発注の下水道工事のための資材置場として一時転用する内容となっています。 申請地は全面鉄板敷きとし、雨水排水は自然浸透処理とします。

	既存の畦畔により、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地調査は、３月１９日、午前９時５分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号１番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、金田廣衛委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号１番については許可することに決しました。 番号２番について、槌江栄作委員の報告を求めます。
槌江栄作委員	議案第４号、番号２番について報告します。 売買により駐車場及び福利厚生施設として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立東原小学校より北へ２.５キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、譲受人は、プラスチック加工業を行っており、平成１３年に那須営業所として工場を開業し、その後二度にわたり工場及び敷地の拡張をしてまいりました。今回、従業員駐車場及び福利厚生施設を配置したく本申請にいたりました。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりが１０ヘクタール未満の区域にある第２種農地となります。 申請地でしか事業の目的が果たせないと認められるため立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に、福利厚生施設としてゴルフ練習場、テニスコート及び従業員駐車場１４台を設置する内容となっています。上下水道は使用せず、雨水排水は自然浸透処理とします。 周囲にブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 転用に先立ち、農振農用地からの除外も完了しております。 現地調査は、３月２１日、午前９時３０分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	番号２番について、事務局から補足願います。
上野農地係長	番号２番について補足します。 本件は、県農業会議常設審議委員会諮問案件となります。以上です。
議長	報告が終わりました。 番号２番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、槌江栄作委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号２番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。 番号３番について、一戸養子委員の報告を求めます。
一戸養子委員	議案第４号、番号３番について報告します。 売買により一般住宅として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立厚崎中学校より北西へ約１キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、譲受人は現在、那須の保養所に管理人として住み込みで勤務しており、定年が近づいてきましたので、利便性の良い申請地に自宅を新築したく、今般申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第３種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。 上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は雨水浸透槽にて処理します。 周囲に農地がないため、周辺農地への影響はありません。 現地調査は、３月２１日、午前９時５０分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長　報告が終わりました。

番号３番について、質疑、ご意見は ございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、一戸養子委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号３番については許可することに決しました。

次に、議案第５号「非農地判断願いについて」を議題といたします。

番号１番について、神藤芳定委員の報告を求めます。

神藤芳定委員　議案第５号、番号１番について報告します。非農地判断の願い出です。

願い出の内容は、議案書記載のとおりです。

願い出地は那須塩原市立西小学校より北へ約1.8キロメートルに位置しています。

現地調査は、３月１９日、午前９時４０分頃に行いました。

願い出地の現況は山林となっております。

現地を確認した結果、願い出地には樹木等が繁茂し山林化しているため、農地への復元が困難であり、今後農地として利用することが見込まれないことから、農地法第２条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員及び現地調査班ともに対象地は非農地相当として報告を終わります。

議長　報告が終わりました。

番号１番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、神藤芳定委員の報告は非農地相当ですがご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号１番については非農地とすることに決しました。

次に、議案第６号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。

なお、本件については神藤芳定委員と関連があり、農業委員会等に関する法律第３１条に規定する議事参与の制限に該当しますので、神藤 芳定委員の退室を求めます。

神藤芳定委員　＜退室＞

議長　事務局の説明を求めます。

上野農地係長　議案第６号について説明します。

農業経営基盤強化促進法の規定によりまして、農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。

議案書９ページから３０ページまでが「利用権設定関係」の案件で７１件、合計面積は７３５，０８８．５９平方メートルとなります。この内、２５ページから３０ページまでの２２件、１３３，８４４平方メートルが中間管理事業の対象となります。

続いて３１ページ、３２ページが「所有権移転関係」の案件で５件、

面積は４２，７２２平方メートルとなります。

調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただき、全ての案件で問題は無いとの報告であったことから、事務局としても市長への回答は決定として問題無いと考えます。以上です。

議長　説明が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

秋元誠委員　１７ページの２６番の貸し手の方なのですが、3月初めに逝去されたかと思うのですが、この場合にはどんな形になるのですか。

上野農地係長　事務局の方で確認した際には、まだ御存命であったということで、現在のところ、もしお亡くなりになったということですと、今後、市の農業公社を通じて、遺族の方が契約の結び直しというようなお話になるかなと思います。以上です。

議長　他に、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、 事務局説明のとおりで、ご異議ございませんか。

	《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議案第６号は原案のとおり決定しました。 ここで、神藤芳定委員の入室を求めます。
神藤芳定委員	＜入室＞
議長	神藤芳定委員に申し上げます。 議案第６号については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第７号「令和７年度最適化活動の目標の設定等（案）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
織田局長補佐	議案第７号、令和７年度最適化活動の目標の設定等についてご説明いたします。 毎年、最適化活動の目標の設定を行っており、令和７年度目標の設定について御審議いただくものです。本日お配りした別冊１をご覧ください。 まず、１「農業委員会の状況」についてです。 農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期と定数、及び実数となります。 次に、２「農家・農地等の概要」になります。 経営体数、農業者数、こちらにつきましては、農林業センサスに基づく数値であるため、昨年同様の数値になります。 認定農業者、基本構想水準到達者、認定新規就農者、こちらにつきましては、令和７年３月１０日現在の経営体数となっております。農業参入法人につきましては、令和６年度中に新規参入がなかったため、昨年同様の経営体数となっています。 続きまして、耕地面積になります。令和６年耕地及び作付面積統計に基づく数値となっています。 続きまして、「１ 最適化活動の成果目標」で(１)農地の集積①現状及び課題」をご覧下さい。これまでの集積面積の欄があると思うのですが、こちらはまだ農務畜産課で算定中であるため、昨年同様の面積となっているため、４月に訂正をさせていただくようになります。御承知おき頂きたいと思います。 続きまして、「②目標」をご覧ください。目標年度、集積率につきましては、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づく数値となっております。 「今年度の新規集積面積」については、先ほどご説明いたしました、「これまでの集積面積」により割り出すため、４月に訂正になる数値となっております。 続きまして、(２)遊休農地の解消①現状及び課題をご覧ください。 利用状況調査により判明した遊休農地の状況になっております。 続きまして、②目標をご覧ください。 既存遊休農地の解消、それから新規発生遊休農地の解消、につきましては昨年同様の面積となっています。 続きまして、(３)新規参入の促進について、①現状及び課題のところをご覧ください。令和６年度新規参入者は、３経営体、１.２ヘクタールとなっております。 続きまして、②目標をご覧ください。令和６年度の権利移動面積は３８５ヘクタールとなっております。 続きまして、２最適化活動の活動目標(１)推進委員等が最適化活動を行う日数のところをご覧ください。こちら一人当たりの活動日数、ひと月当たり９日といたしました。昨年も９日でありまして、令和６年度の活動日数の実績は１２月末ではございますが、１０.２日となっております。昨年は、地域計画の活動とかもありましたので、昨年同様の９日とさせていただきました。 続きまして、(２)活動強化月間の設定目標をご覧ください。こちらも昨年同様の３回といたしました。実施時期については、農閑期、農業者年金推進強化月間と同じ、１１月・１２月・１月に設定いたしました。 続きまして、(３)新規参入相談会への参加目標のところをご覧ください。 こちらも昨年同様１回とさせていただきました。令和６年度の実績も８月に那須地域就農相談会に新規参入相談会の参加をいたしまして１回になったため、昨年同様の１回とさせていただきました。 説明は以上となります。よろしく御審議のうえ、御決定くださるようお願いいたします。

議長	説明が終わりました。 このことについて、 質疑、ご意見はございますか。
君島良一委員	よくわからないんですが、新規参入の②の目標のところの、権利移動面積が４年、５年、６年とありますが、何が目標なのですか。
上野農地係長	こちらの目標につきましては、権利移動面積は、過去３年間の平均の１割を新規就農者に貸すというのが国の方が設定している目標になります。但し、那須塩原市に於いては、そこまで新規就農者も多くありませんし、逆に一般の農家間、担い手さんの間での面積移動が多いのです。ここで見ていただくと分かるように、４８０ヘクタール、年間に平均で動いてしまう関係で、その１/１０を新規就農者に貸せといっても、ちょっと実現不可能な数字になってしまいます。実際に年間に動いている面積というのが、那須塩原市はかなり大きいものですから、そこで実際の移動と新規目標について乖離しているというような状況でございます。以上です。
議長	他に、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明のとおりで、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議案第７号は原案のとおり決定しました。 次に、報告第１号「会長専決処分の報告について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
上野農地係長	報告第１号、会長専決処分の報告について説明します。 ２月中の会長専決許可処分はありませんでした。以上です。
議長	報告が終わりました。 このことについて、ご意見ございますか。 《特に意見なし》 意見がないようですので、報告第１号を終わりにします。 次に、報告第２号「農地法第３条の３による届出の受理について（相続等による権利移動）」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
織田局長補佐	報告第２号、農地法第３条の３による届け出の受理について（相続等による権利移動）を説明します。 追加資料３４ページ、３５ページをご覧ください。 この報告は、相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第３条の３の規定に基づき農業委員会に届出が必要とされております。 ２月の届出の状況につきまして御報告するものです。 ２月は相続を原因とした権利移動の届出を１０件受理いたしました。 いずれも相続後の耕作に支障はない、ということで、農業委員会によるあっせんを希望するケースはございませんでした。報告は以上です。
議長	報告が終わりました。 このことについて、ご意見ございますか。 《特に意見なし》 意見がないようですので、報告第２号を終わりにします。 以上で全ての議事が終了いたしました。 慎重にご審議いただきありがとうございました。 これをもちまして、那須塩原市農業委員会第２１回総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

議席番号
１１番　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議席番号
１２番　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿